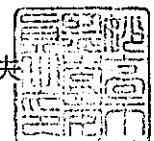


妙高市監査委員告示第 6 号

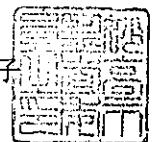
妙高市監査委員に関する条例（昭和41年条例第36号）第10条の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

令和元年10月31日

妙高市監査委員 和泉昭夫



妙高市監査委員 横尾祐子



- 1 監査の種類 財政援助団体等監査(公の施設の指定管理者)
- 2 監査の対象 スポーツメディア株式会社、生涯学習課
指定管理：妙高高原体育館
※所管課の事務を含む
- 3 監査の範囲 平成29年度、平成30年度
公の施設の指定管理に関する事務
- 4 監査の実施期間 令和元年7月1日～令和元年10月30日
- 5 監査の着眼点 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係者からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程
(1) 書類審査 令和元年7月25日～令和元年9月6日
(2) 事情聴取 令和元年9月27日

8 監査の結果

公の施設の管理に係る指定管理に関する業務は、協定書の内容に沿っておおむね適正に処理されていた。

■指定管理の概要は次のとおりである。

【妙高高原体育館】

- ① 指定管理者として指定する期間は平成29年4月1日から令和3年3月31日までである。
- ② 主に市からの指定管理料と利用料収入などにより管理運営している。
- ③ 指定管理に関する主な業務は次のとおりである。
 - ・体育施設の利用及びその制限等に関する業務
 - ・体育施設の利用料金の徴収等に関する業務
 - ・体育施設の管理運営に関する業務
 - ・体育施設及び附属設備の維持管理に関する業務
 - ・妙高型健康保養地プログラム運営に関する業務 他
- ④ 施設の概要は次のとおりである。

所在地	妙高市大字関川958番地
建物概要	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階、地上3階建 敷地面積：11,527.64m ² 建築面積：3,250.72m ²
施設概要	温水トレーニングプール、ジャグジープール、健康相談室、授乳室、事務室、アリーナ（バスケットボールコート2面）、軽運動室 他